

# 令和6年度 保育園・認定こども園(保育部分) 家庭的保育利用についてのご案内



おねがい

この冊子には、保育園・認定こども園(保育部分)・家庭的保育事業所の入園手続きや必要書類、保育サービスの紹介が書かれています。  
よくお読みになったうえで申込みをしてください。

もくじ

<b>第1章 認定申請から入園まで</b>		<b>第5章 広域入園</b>			
1	ご利用できるお子さんの年齢	P 1	1	他市区町村の保育園等を希望する方	P 13
2	給付認定	P 1	2	日立市外に住所がある方	P 13
3	入園申込みの手続き	P 1	<b>第6章 申請後・入園後の手続きについて</b>		
4	保育必要量	P 2	1	申請内容・家庭状況等の変更があった場合	P 14
5	保育認定	P 2	2	延長保育について	P 14
6	申込みから入園までの流れ	P 3	3	現況届の提出について	P 14
7	申込みに必要な書類	P 4	4	転園をしたい場合	P 14
8	利用調整に関する基準	P 5～6	5	転出する場合	P 14
<b>第2章 保育料等について</b>		<b>第7章 注意事項</b>		P 15	
1	保育料の決定方法	P 7	<b>第8章 よくある質問</b>		
2	保育料徴収基準額表	P 7	P 16		
3	保育料の計算例	P 8	<b>第9章 その他の保育サービス</b>		
4	保育料の納付	P 8	1	一時預かり	P 17
5	副食費について	P 8	2	病後児保育	P 18
6	副食費の納付	P 8	<b>第10章 認可外保育施設</b>		
<b>第3章 保育料以外の費用</b>		<b>第9章 その他の保育サービス</b>		P 17	
保育料以外の費用一覧表		P 9～10		<b>第10章 認可外保育施設</b>	
<b>第4章 施設紹介</b>		<b>第10章 認可外保育施設</b>		P 19	
施設一覧表		P 11～12		1	認可外の保育施設について
				2	認可外保育施設一覧表
				P 19	

この案内における「保育園等」とは、保育園、認定こども園(保育部分)、家庭的保育事業所のことです。

日立市保健福祉部子ども局 子ども施設課  
〒317-8601 日立市助川町1丁目1番1号

電話:0294-22-3111 [内線341・309]  
直通:050-5528-5024  
FAX:0294-22-3011

※ 子ども施設課からご連絡を差し上げる際は、  
直通番号での発信となります。ご登録をお願いします。

保育施設空き状況について  
(日立市ホームページ)  
URL:<http://www.city.hitachi.lg.jp>



オンラインでの入園申請を受け付けています。  
詳しくはこちらをご確認ください。



## 第1章 認定申請から入園まで

### 1 ご利用できるお子さんの年齢

令和6年4月1日時点のお子さんの年齢により区分します。

年齢区分	生年月日
5歳児	平成30年(2018年)4月2日～平成31年(2019年)4月1日
4歳児	平成31年(2019年)4月2日～令和2年(2020年)4月1日
3歳児	令和2年(2020年)4月2日～令和3年(2021年)4月1日
2歳児	令和3年(2021年)4月2日～令和4年(2022年)4月1日
1歳児	令和4年(2022年)4月2日～令和5年(2023年)4月1日
0歳児	令和5年(2023年)4月2日～

### 2 給付認定

保育園等を利用する場合には、利用のための認定が必要です。申請に基づき、保育が必要と認められる場合は、市が下記の区分により認定を行い、「給付認定証」を交付します。

なお、3歳到達による認定の変更は、市が行い通知します。

区分	対象児童	利用施設
2号認定	満3歳以上の児童	保育園等
3号認定	満3歳未満の児童	

#### ◆幼稚園等(認定こども園(教育部分)も含む。)と保育園等を同時に申し込む場合◆

- ・1号認定(幼稚園等)と2号認定(保育園等)は重複して受けることはできませんので、最終的に入園が決まった施設を利用できる認定を受けることになります。
- ・保育園等の申請後に、幼稚園等の入園が決定した場合は保育園等の申請が取り下げとなります。
- ・幼稚園等と保育園等を同時に申し込む場合、幼稚園等には事前に「保育園等と同時申込み」であることをお伝えください。

### 3 入園申込みの手続き

入園に係る申込みは、子ども施設課窓口または、オンラインにて申請してください。

#### ○年度途中の入園(4月16日から翌年3月16日の入園)

##### (1) 入園日と申込期限

入園日	申請期限	申込期限が休日等の場合
各月1日	前月の15日	申込期限が、土曜、日曜、祝日、休日、 年末年始(12/29～1/3)の場合はその直前の開庁日
各月16日	前月の末日	

##### (2) 利用調整の結果について

- ・入園内定した場合のみ、電話で連絡します。(申込期限から5営業日程度)
- ・入園内定とならなかった場合は、年度末(3月16日の入園)まで自動的に利用調整の対象(妊娠・出産等、認定期間の定めがある場合を除く。)となります。

#### ○令和7年4月1日入園(一斉募集)

##### (1) 入園相談及び申請書類配布

- ・令和6年10月頃の開始を予定しています。
- ・詳しい日程はホームページ及び市報でお知らせします。

##### (2) 利用調整の結果について

- ・入園可否に関わらず全員に郵送します。(令和7年2月初旬予定)

## 4 保育必要量

保育の必要な事由、状況等に応じて、保育を利用できる時間は、下記の区分のとおりです。

区分	保育を利用できる時間	目安となる就労時間
保育標準時間	1日あたり11時間	月120時間以上
保育短時間	1日あたり8時間	月64時間以上120時間未満

※ 保育短時間の区分の目安となる就労時間の方が、勤務時間や通勤などの理由により保育標準時間の区分で利用したい場合は、ご相談ください。

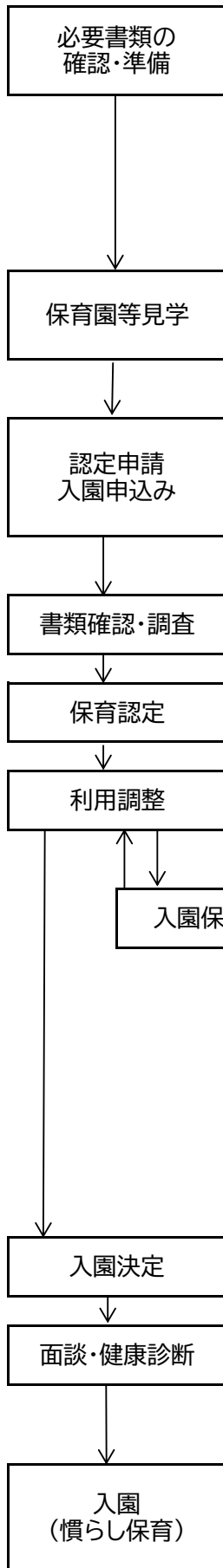
## 5 保育認定

日立市で保育認定を受けられるのは、市内にお住まいの方で、保護者が次の事由のいずれかに該当し、お子さんを家庭で保育できない場合に限ります。

なお、保育認定期間中であっても、保育の必要な事由に該当しなくなった場合は、保育認定を解除しますので、あらかじめご了承ください。

事由	保護者の状況	認定期間	保育必要量
就労	常態的に月64時間以上就労の場合 ※ フルタイム、パートタイムなど全ての就労を含む。	<2号認定> 小学校就学前まで  <3号認定> 満3歳の誕生日の前々日まで  ※ 就学・職業訓練の期間に定めがある場合、満了日の属する月の末日まで	保育標準時間又は保育短時間  ※ 保護者が希望する保育の必要量や利用時間、就労状況等を勘案し、市が決定します。
看護・介護	親族を常時介護又は看護している場合(長期間入院等をしている場合も含む。)		
就学・職業訓練(※)	学校又は職業訓練校に在学している場合		
疾病・負傷・障害	疾病、負傷、心身に障害がある場合		
災害復旧	震災、風水害、火災等の復旧にあたる場合		
虐待・DV	虐待やDVの恐れがある場合		
妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	出産(予定)日を基準に、産前8週を属する月の1日から産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで ※ 多胎児の場合は、産前14週を属する月の1日から	保育標準時間
育児休業取得時の継続利用	育児休業取得時に既に保育を利用している子どもがいて、継続利用が必要な場合 ※ 継続利用のみで、新規の認定はありません。	【3歳児以上】 育児休業が終了する月まで 【0～2歳児】 育児休業が終了する月又は新しく生まれた子の1歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月まで ※ ただし、生まれた子の保育園等を申し込んだが、入園できなかった場合、育児休業取得の期間内で生まれた子が1歳になる年度末まで	保育短時間
求職活動	求職活動を継続的に行っている場合(起業の準備等を含む。)	3か月以内	

## 6 申込みから入園までの流れ



- 右記QRコードから必要書類の確認を行ってください。  
※申請児童が4人以上いる場合や、同居家族(世帯が別の場合も含む)が8人以上いる場合は、窓口での相談・申請となります。



- オンラインでの書類確認が難しい場合や分からないことがある場合は、子ども施設課の窓口にてご相談ください。  
午前8時30分から午後5時15分まで  
※土曜、日曜、祝日、休日、年末年始(12/29～1/3)を除きます。

- 新規に申込みをされる場合は、必ずお子さんと一緒に見学したうえで、希望する保育園等を決めるようにしてください。
- 見学の日時等については、事前に電話で保育園等にご確認ください。

	窓口	オンライン
提出方法	子ども施設課の窓口にご提出ください。	日立市公式ホームページから、申請いただけます。別途マイナンバー記入用紙の郵送が必要です。

提出書類に不備があると受付できませんので、事前によくご確認ください。

- ご提出いただいた書類により「保育の必要な事由」を確認します。(必要に応じて、電話等により状況確認を行う場合があります。)
- 保育の必要量、期間等を認定します。
- 書類審査を行い、募集人員を超えて入園希望がある施設は、特定教育・保育施設等利用調整基準に基づき点数化し、優先順位を判定して入園を決定します。(※ 先着順や抽選ではありません。)

入園保留(待機)

- 申請した年度末まで、自動的に利用調整の対象(妊娠・出産等認定期間に定めがある場合を除く。)となります。
- 新年度(4月1日から)は、改めて申込みが必要です。

### 保育利用調整結果通知書

- 下記QRコードからオンラインで申請することができます。
- 通知書の発行申請は、下表のとおり受付を開始します。

入園日	受付開始日
各月1日	前月の22日から
各月16日	当月の7日から



- 入園内定した場合のみ、子ども施設課から電話等で連絡します。(申込期限から5営業日程度)
- 決定した保育園等でお子さんと一緒に面談を受けてください。(面談の際に、母子手帳を持参してください。)
- 保育園等が指定する病院等で健康診断を受けてください。(健康診断は、必ず入園前に行ってください。)
- お子さんが保育園等で集団生活をするためには、慣れる時間(慣らし保育)が必要です。このため、入園当初の一定期間は、保育時間が短くなります。
- 慣らし保育期間の目安: 0～2歳児7日間、3～5歳児5日間  
(お子さんにより、慣れる時間に差がありますので、保育園等と相談しながら行ってください。)

## 7 申込みに必要な書類

- (1) 書類は、申し込むお子さん1人につき1枚提出してください。  
(兄弟姉妹同時の入園申込みの場合は、申請書以外は原本1部で問題ありません。)
- (2) 申請書類に虚偽があった場合は、申込み及び入園を取り消します。
- (3) 申請書類の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに子ども施設課へご連絡ください。

全 員 必 要	<input type="checkbox"/> 家庭状況申立書兼調査票(入園相談時に子ども施設課に提出)
	<input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定申請書(個人番号(12桁)の記載が必要です。)
	<input type="checkbox"/> 保育利用に関する確認票及び同意書
	<input type="checkbox"/> 保育の必要性を証明する書類 ※ お子さんの父母のほか、お子さんと同居している祖父母、兄姉(18歳以上65歳未満(高校生を除く。))も該当します。 ※ 祖父母、兄姉分の書類がなくても申込みはできますが、利用調整の際に減点となります。
	<input type="checkbox"/> 就労(予定)している方 ○就労証明書(記載要領はホームページに掲載しています。)
	<input type="checkbox"/> 自営・経営者が自身又は親族・内職の方 ○就労証明書 ○就労状況(予定)申告書 ○営業許可証等(※) (※)自営業中心者→営業許可証・開業届・請負契約書・受注表等(いずれかのコピー) (※)自営業協力者→最新分の確定申告書・給与明細書等(いずれかのコピー)
	<input type="checkbox"/> 出産(予定)の方 ○母子手帳のコピー(母の氏名が記載されているページ及び出産(予定)日が記載されているページ)
	<input type="checkbox"/> 疾病・負傷の方 ○診断書(市の定める様式)
	<input type="checkbox"/> 障害のある方 ○身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などのコピー
	<input type="checkbox"/> 看護・介護をしている方 ○申立書(看護・介護) ○被看護・介護者の診断書等(※) (※)診断書(市の定める様式)・介護認定証・障害者手帳(診断書以外はコピー)
	<input type="checkbox"/> 求職活動中の方 ○申立書(求職活動)
	<input type="checkbox"/> 就学(予定)の方 ○申立書(就学) ○学生証等のコピー
	<input type="checkbox"/> 職業訓練(予定)している方 ○申立書(職業訓練) ○受講決定通知書のコピー ○受講スケジュール表のコピー
<input type="checkbox"/> 上記にあてはまらない方 ※ 事前に子ども施設課にご相談ください。	
該 当 者 の 必 要	●日立市へ転入された方又は単身赴任等で市外(国内)に住所のある方
	●日立市へ転入予定で、お住まいの市区町村経由で入園を申込みされた方 <input type="checkbox"/> ○市区町村民税課税(非課税)証明書(※) □令和6年8月までに入園希望の方(令和5年度及び令和6年度の市区町村民税課税(非課税)証明書(父母各1通)) □令和6年9月以降に入園希望の方(令和6年度の市区町村民税課税(非課税)証明書(父母各1通)) (※)課税(非課税)証明書は、1月1日現在の住所地の市区町村で取得できます。(有料) なお、転入された方のうち、ほかの市町村において課税されている方で、申込みの際に個人番号の情報提供をいただいた方は、課税証明書等の提出が不要になる場合があります。
	●単身赴任等で海外に住所のある方 <input type="checkbox"/> ○勤務先が発行する給与支払証明書(令和4年1月～12月の証明、令和5年1月～12月の証明) <input type="checkbox"/> ○市区町村民税課税(非課税)証明書(過去2年以内に国内で課税がある方に限る。) <input type="checkbox"/> ○収入に関する申立書
	●離婚を前提に別居し、かつ離婚調停中又は裁判中の方(住民票の住所が別になっていることが必要) ※ 以下の書類(いずれか1つ)が提出できない場合は、別居中の配偶者の就労(内定)証明書等が原則必要です。
	<input type="checkbox"/> ○離婚調停中又は離婚裁判中であることが確認できるもの(裁判所発行書類) <input type="checkbox"/> ○弁護士と委任契約を締結していることが確認できるもの(弁護士発行書類)
	●お子さんの祖父母が住所地に在るが、二世帯住宅等であり、生計を別にしてしている方 <input type="checkbox"/> ○申立書(別居住) ○同一月の光熱水費等の明細書や領収証書のコピーを二世帯分
	●生活保護を受給している方 <input type="checkbox"/> ○生活保護受給証明書
	●その他 <input type="checkbox"/> ○( ) 【例】在宅障害児(者)が同世帯にいる方 など

## 8 利用調整に関する基準

日立市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

1 基準指数 【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日に判断できる入園日時点の事由を対象とする】

No.	保育にあたる保護者の就労形態等			基準指数	採点	
	類型	細目			母	父
1	就労(内定) (月64時間以上)	月20日以上	1日8時間以上の就労を常態	30		
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態	28		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	26		
			1日4時間未満の就労を常態	24		
		月16日以上	1日8時間以上の就労を常態	28		
			1日6時間以上8時間未満の就労を常態	26		
			1日4時間以上6時間未満の就労を常態	24		
			1日4時間未満の就労を常態	22		
		月12日以上	1日6時間以上の就労を常態	20		
			1日6時間未満の就労を常態	18		
月 8日以上	1日8時間以上の就労を常態	15				
上記以外		12				
2	妊娠出産	産前産後		30		
3	疾病 障害	疾病	入院している(入院予定を含む。)	30		
			常時病臥	30		
			安静を要する	26		
			通院を要する	20		
		障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④～B、精神障害者保健福祉手帳1・2級	30		
			身体障害者手帳3級、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級	26		
身体障害者手帳4級以下	20					
4	介護 看護	居宅外	週5日以上日中週40時間以上(重度心身障害者等)の介護を常態	30		
			週5日以上日中週30時間以上の介護を常態	28		
			週4日以上日中週16時間以上の介護を常態	24		
		居宅内	全介護を必要とする場合(重度身体障害者、要介護認定3・4・5程度)	30		
			一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2程度)	26		
			支援を必要とする場合(要支援)	20		
5	災害復旧	震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっている場合		40		
6	求職活動	求職活動中(起業準備等を含む。)		1		
7	就学 職業訓練	既に日中、就学・技能習得のため外出を常態		No.1 を 準用		
		日中、就学・技能習得が内定している場合				
8	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合		40		
9	不存在	死亡・離婚・行方不明・拘禁など		40		
10	その他	上記以外で明らかに保育に当たれない場合		1～40		

## 2 調整指数

項目	条件			調整指数	採点	
					母	父
加算指数	就労状況	1	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就労している、又は内定している場合（就労先が市内の認可施設の場合）	30		
		2	保育士、保育教諭、幼稚園教諭として就労している、又は内定している場合（就労先が認可外施設として届出のある施設又は市外の認可施設の場合）	5		
		3	保護者が産前産後休業又は育児休業を終了し、職場復帰をする場合	15		
		4	上記3に該当し、かつ、以前に育児休業取得により退園となっている場合	10		
	家庭状況	5	ひとり親家庭に準じており、同居者がいない場合	4		
		6	ひとり親家庭で、同居者がいない場合	5		
		7	父母のうちどちらかが単身赴任、入院などにより不在の場合	6		
		8	父母の両方が不存在（死亡など）の場合	10		
		9	生活保護世帯（就労による自立支援目的）	10		
		10	虐待又はDVのおそれがあることに該当する場合	10		
	疾病障害	11 ※	保護者が身体障害者手帳1・2級、療育手帳 <sup>④</sup> ～B、精神障害者保健福祉手帳1・2級のうち1つを所持している場合	5		
		12 ※	保護者が視聴覚又は言語に関して身体障害者手帳3級を所持している場合	5		
	兄弟姉妹	13	未就学の兄弟姉妹が2人以上いる場合（本人を除く。）	1		
		14	同時に2人以上の申込みをしている場合	3		
		15	多胎児の場合	3		
		16	既に兄弟姉妹が入園している保育園等へ入園を希望する場合又は兄弟姉妹が入園している保育園等に入園を希望しているが、やむを得ず他の保育園等も追加で希望する場合	7		
	その他	17	保育園等の転園希望者（住所変更等により通園が困難な場合）	10		
		18	家庭児童相談室長が特に保育が必要と認める場合	20		
		19	特に調整が必要である場合（生計中心者失業など）	10		
		20	認可外保育施設を利用している児童であり、かつ、その施設が保育園又は認定こども園に移行した場合に、移行後も同じ施設利用を希望する場合	20		
		21 ※	認定こども園に在園している1号認定子どもが、保護者の就労状況等の変更により2号認定に切替する場合で、同じ施設利用を希望する場合	40		
減算指数	同居祖父母	22 ※	児童と同居している祖父母又は兄姉（いずれも18歳以上65歳未満の場合で高校生は除く。）が無職、求職中又は月64時間以上の就労をしていない場合	-25		
		23 ※	在園児又は卒園児の保育料等を滞納している場合	-5		
	保育料等滞納	24 ※	在園児又は卒園児の保育料等の滞納が6か月分以上ある場合	-10		
		25 ※	保育料等が滞納となっている世帯で、納付の督促等に対して誠意ある対応が見られない等の場合	滞納月 ×-2		

### <※のある調整指数について>

番号11～12 それぞれ重複して加算しないものとする。

番号21 認定切替の事由が求職活動の場合を除く。

番号22 同居の範囲は、同一住所又は同一建物の場合を含む。（疾病等で保育に当たることができない場合を除く。）

番号23～25 複数該当する場合は、重複して減算する。

### <入園の選考について>

入園希望者が保育園等の定員を超えた場合などには、利用調整を行います。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数（基準指数と調整指数の合計）の高い方から入園者を決定します。

#### 【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

世帯の状況を以下の条件の1から順に比較し、該当した世帯を優先順位が高いものとしします。

- 1 日立市在住者
- 2 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯
- 3 基準指数が高い者
- 4 同世帯に障害者がいる場合
- 5 既に兄弟姉妹が保育園等に入所しており、同じ保育園等となる場合
- 6 養育している未就学児の人数が多い者
- 7 直近の市民税所得割額の低い世帯（同額の場合は収入の低い世帯を優先）
- 8 証明書等提出書類が全て提出されている者

## 第2章 保育料等について

### 1 保育料の決定方法

※ 私立・公立とも同額です。

※ 3歳児から5歳児及び0歳児から2歳児の住民税非課税世帯は、保育料が無料です。

- (1) 毎月の保育料の額は、世帯の市民税額等により、徴収基準額表に基づいて決定します。  
 ・父母等に国外での収入がある場合は、保育料の算定に含めます。(給与支払証明書の提出が必要)  
 ・未申告者や、市外居住で課税資料の提出がない場合は、階層区分Gで決定します。  
 ・転入された方は、課税資料の提出が必要となる場合があります。  
 ・家計の主となっている人(生計の中心者)が同居の祖父母等と判断される場合は、その方の市民税の所得割額等を保育料の算定に含めます。

(2) 令和6年度の保育料の計算方法

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度の課税状況で算定					令和6年度の課税状況で算定						
※ 令和4年1月～12月の収入から算定					※ 令和5年1月～12月の収入から算定						

- (3) 年度の初日(4月1日)時点での年齢区分で1年間徴収を行います。  
 ・例えば、2歳児クラスの児童が年度の途中で3歳になった場合でも、「0歳児から2歳児」の区分で保育料を算定します。(年度途中の入園も同様です。)
- (4) 月途中の入退園の場合は、利用日数に応じて保育料を日割り計算します。  
 ・ただし、認定こども園を利用し、月途中で認定切替(2号⇔1号)をした場合は、月初における保育料がその月の保育料となります。

### 2 日立市保育料 徴収基準額表(令和6年4月現在)

多子計算後、第1子は表の額、第2子以降は無料となります。

※ 表の税額は、住宅借入金控除、配当控除、外国税額控除、寄附金控除等による税額控除をする前の額です。  
 (ただし調整控除は除く。)

#### 【0歳児から2歳児】(4月1日時点の年齢区分)

階層区分	市民税課税額	保育料(月額)		多子計算
		保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯・里親等	0円	0円	No.1
B	非課税世帯	0円	0円	
C	均等割のみ課税の世帯 所得割額 48,600円未満	17,600円	17,300円	
D1	所得割額 57,700円未満	24,300円	23,800円	
D2	所得割額 77,101円未満	24,300円	23,800円	
D3	所得割額 97,000円未満	24,300円	23,800円	
E	所得割額 169,000円未満	31,100円	30,500円	No.2
F	所得割額 301,000円未満	39,000円	38,300円	
G	所得割額 301,000円以上	49,500円	48,600円	

#### 【0歳児から2歳児 ひとり親世帯等】

階層区分	保育料(月額)		多子計算
	保育標準時間	保育短時間	
A	0円	0円	No.1
B	0円	0円	
C	8,000円	7,800円	
D1	8,000円	7,800円	
D2	8,000円	7,800円	
D3	24,300円	23,800円	
E	31,100円	30,500円	No.2
F	39,000円	38,300円	
G	49,500円	48,600円	

#### 【多子の計算(子どものカウント)方法について】

No.1	兄弟姉妹の年齢にかかわらず対象としカウントします。(保護者が監護し生計が同一の子ども等)
No.2	就学前の子どものうち、最年長の子どもから第1子、第2子とカウントします。 ただし、年齢にかかわらずカウントした場合、第3子以降となる子どもの保育料は、0円です。

#### 【注意事項】

注1	ひとり親世帯等とは、子どもが属する世帯が次の①～③のいずれかの世帯です。 ①母子(父子)世帯、②在宅障害児(者)がいる世帯、③生活保護法に定める要保護者等
----	--

#### 第2子の保育料について

通常は第1子の保育料の半額ですが、日立市独自の軽減策として無料としています。



### 3 保育料の計算例

※ 各例の市民税額は、市民税所得割額のことをいいます。

例1 世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母

父	収入 5,000,000円 市民税 200,000円	母	収入 2,000,000円 市民税 40,000円	祖父	収入 4,000,000円 市民税 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 市民税 10,000円
---	-------------------------------	---	------------------------------	----	-------------------------------	----	------------------------------

父母の市民税額を合算して算出  
祖父・祖母の市民税は合算しない

200,000円(父の市民税額) + 40,000円(母の市民税額) = 240,000円 ⇒ E階層  
保育料:2歳児…39,000円 1歳児…0円(市独自軽減により、第2子無償)

例2 世帯構成:父、母、子(2歳児)、子(1歳児)、祖父、祖母

父	収入 800,000円 市民税 0円	母	収入 0円 市民税 0円	祖父	収入 4,000,000円 市民税 150,000円	祖母	収入 1,500,000円 市民税 10,000円
---	-----------------------	---	-----------------	----	-------------------------------	----	------------------------------

父と母の合計収入が生活保護基準を下回る場合、同居親族のうち最も市民税額が高い祖父を生計の中心者として算出

150,000円(祖父の市民税額) ⇒ E階層

保育料:2歳児…31,100円 1歳児…0円(市独自軽減により、第2子無償)

### 4 保育料の納付

- 納付先 ●私立の認定こども園、家庭的保育事業所 ⇒ 施設に納付します  
●公立の園、私立保育園 ⇒ 市に納付します(原則、口座振替)
- 保育料は、入園日から発生します。病欠等で登園していなくても保育料はかかります。退園の手続きをされないと保育料がかかります。退園の際は、必ず手続きしてください。
- 家族の状況の変更、認定内容の変更、市民税額に修正・変更があった場合は、必ず子ども施設課にご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。
- 保育料は、期限内の納付をお願いします。保育料を滞納すると、法令に基づき、勤務先・金融機関等への調査、督促や差押等の滞納処分を受けることがあります。

### 5 副食費について(3歳児から5歳児)

副食費は、幼児教育・保育の無償化後も保護者の負担となります。

- 副食費の額は、各園で決定します。(目安:4,500円/月)
- 副食費の徴収の有無については、世帯の市民税額等により決定します。  
・副食費の徴収の有無の判定については、「1 保育料の決定」に準じます。  
・月途中の入退園の場合の副食費の日割り計算については、各園に確認してください。
- 次のいずれかに該当する場合は、副食費が免除となります。  
ア 市民税所得割額57,700円未満(ひとり親等の場合は、77,101円未満)世帯の子ども  
イ 就学前の子どもでカウントした場合、第3子以降となる子ども

### 6 副食費の納付

- 納付先 ●私立の園 ⇒ 施設に納付します  
●公立の園 ⇒ 市に納付します(原則、口座振替)
- 副食費は、入園日から発生します。病欠等で登園していなくても副食費はかかります。途中退園の場合も副食費が月末までかかる場合があります。
- 家族の状況の変更、認定内容の変更、市民税額に修正・変更があった場合は、子ども施設課にご連絡ください。副食費の徴収の有無が変更になる場合があります。
- 副食費は、期限内の納付をお願いします。

### 第3章 保育料以外の費用（令和6年4月現在）

#### 保育料以外の費用一覧表

##### ◆ 北部地区 ◆

区分	施設名	保険料	保護者 会費	教育費 教材費	絵本代	写真代	胸章代	帽子代	制服代	体操服	主食費	施設 維持費	入園 準備費	バス代
私・認 (幼保)	いしまち認定こども園				●						3歳児 以上			
公・保	日立市じゅうおう保育園	●	●		●	●	●	●						
私・認 (幼保)	認定こども園 十王幼稚園・保育園		●	●	3歳児 未満		3歳児 以上	1歳児 以上	3歳児 以上	2歳児 以上	3歳児 以上	●		満3歳 以上
私・認 (幼保)	幼保連携型認定こども園 おぎつ幼稚園	●	●	満3歳 以上	●	●	3歳児 以上	3歳児 以上	3歳児 以上	満3歳 以上	3歳児 以上	●		満3歳 以上
私・保	豊浦さくら保育園				●						3歳児 以上			
私・保	小木津聖徳保育園	●	●	●			●	●	3歳児 以上		3歳児 以上			
私・認 (幼保)	こどものいえ認定こども園		●	3歳児 以上		●	●	2歳児 以上		3歳児 以上	3歳児 以上			満2歳 以上
私・保	田尻徳風保育園	●	●		●					3歳児 以上	3歳児 以上			

##### ● 本庁地区 ●

区分	施設名	保険料	保護者 会費	教育費 教材費	絵本代	写真代	胸章代	帽子代	制服代	体操服	主食費	施設 維持費	入園 準備費	バス代
私・保	滑川聖徳保育園	●	●	●			●	●	3歳児 以上		3歳児 以上			
公・保	日立市かみね保育園	●	●		●	●	●	●						
公・認 (幼保)	日立市立みやた認定 こども園	●	●	●	●	●	●	●		4歳児 以上				
公・保	日立市おおもり保育園	●	●		●	●	●	●						
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園せいじ園	●	●	●	●			3歳児 以上		3歳児 以上	3歳児 以上	●		
公・保	日立市かみちょう保育園	●	●		●	●	●	●						
私・家	まめ保育室	●												
公・保	日立市おおせ保育園	●	●		●	●	●	●						
私・認 (幼保)	認定こども園 ひがしなるさわ幼稚園	●		3歳児 以上	5歳児	●	●	●	3歳児 以上	3歳児 以上	3歳児 以上			

※保育料以外の費用は、上記一覧以外にも発生する場合があります。  
 ※延長保育を利用した場合、別途料金がかかる場合があります。

★ 多賀地区 ★

区分	施設名	保険料	保護者 会費	教育費 教材費	絵本代	写真代	胸章代	帽子代	制服代	体操服	主食費	施設 維持費	入園 準備費	バス代
私・保	つくしんぼ保育園	●	●	4歳児 のみ	2歳児 以上	●					3歳児 以上			
私・認 (幼稚)	すけ川幼稚園	●	●	●		●	●	●	●	●	3歳児 以上		●	●
公・保	日立市ゆなご保育園	●	●		●	●	●	●						
公・保	日立市おおくぼ保育園	●	●		●	●	●	●						
私・認 (幼保)	おおくぼ認定こども園 大久保幼稚園	●	●	●			●	●	●		3歳児 以上	●	●	3歳児 以上
公・認 (幼保)	日立市立はなやま認定 こども園	●	●	●	●	●	●	●						
私・認 (幼保)	多賀さくら認定こども園				●						3歳児 以上			
私・保	まゆみの里保育園			●		●		●			3歳児 以上			

■ 南部地区 ■

区分	施設名	保険料	保護者 会費	教育費 教材費	絵本代	写真代	胸章代	帽子代	制服代	体操服	主食費	施設 維持費	入園 準備費	バス代
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 学びの森わかば園	●	●	●	●	●	●	●	3歳児 以上	●	3歳児 以上	●		満3歳 以上
私・保	れんげ保育園	●	●	●			●	●						
私・保	森山聖徳保育園	●	●	●			●	●	3歳児 以上		3歳児 以上			
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 水木わかば幼稚園	●	●	●	●	●	●	●	3歳児 以上	●	3歳児 以上	●		満3歳 以上
公・保	日立市みずき保育園	●	●		●	●	●	●						
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園みらい園	●	●	●	●				3歳児 以上		3歳児 以上	●		
私・家	ゆりかご保育室	●												
公・保	日立市くじ保育園	●	●		●	●	●	●						
私・保	南高野保育園	●	●	●	希望者 のみ		●	●	3歳児 以上	3歳児 以上	3歳児 以上			1歳半 以上

公立と私立の違い

保育料は、公立・私立ともに同額ですが、副食費、保育方針、行事内容、持ち物、その他の費用等が異なります。あらかじめ各園に直接お問い合わせください。

公立園の3歳児以上は、主食を持参していただきます。

## 第4章 施設紹介

### 施設一覧表(保育園・認定こども園(保育部分))

※ 令和6年4月1日現在で記載しています。内容は変更になる場合があります。

#### ◆ 北部地区 ◆

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	0歳児 受可	最大保育時間	標準時間		備考
								短時間		
私・認 (幼保)	いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1	39-5250	160	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日祝 8:00~18:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
公・保	日立市じゅうおう保育園	十王町友部1576	39-2405	60	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
私・認 (幼保)	認定こども園 十王幼稚園・保育園	十王町友部566-1	39-2613	90	0~5歳児	6か月	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
私・認 (幼保)	幼保連携型認定こども園 おぎつ幼稚園	砂沢町364-9	42-2029	50	0~5歳児	満1歳	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	7:30~18:30	8:00~16:00	
私・保	豊浦さくら保育園	折笠町447-1	33-6111	180	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日祝 8:00~18:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
私・保	小木津聖徳保育園	小木津町2-2-11	42-4328	70	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日祝 8:00~19:00	お預りから11時間	お預りから8時間	
私・認 (幼保)	こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11	43-6494	110	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日祝 8:00~18:00	7:00~18:00	8:00~16:00	
私・保	田尻徳風保育園	田尻町7-13-1	42-8218	137	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~19:30 日祝 7:30~19:30	お預りから11時間	お預りから8時間	

#### ● 本庁地区 ●

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	0歳児 受可	最大保育時間	標準時間		備考
								短時間		
私・保	滑川聖徳保育園	滑川本町1-15-6	22-7133	100	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~20:00 日祝 8:00~19:00	お預りから11時間	お預りから8時間	
公・保	日立市かみね保育園	宮田町3-6-15	22-5582	50	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
公・認 (幼保)	日立市立みやた認定こども園	本宮町2-10-22	22-3953	90	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
公・保	日立市おおもり保育園	東町1-4-3	22-5584	55	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園せいじ園	助川町1-16-1	24-5111	50	0~5歳児	6か月	平日 7:15~18:45 土曜 7:15~18:45	7:15~18:15	8:30~16:30	
公・保	日立市かみちよう保育園	鹿島町2-7-9	22-5583	80	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
私・家	まめ保育室	中成沢町1-5-21	090-4214 -5286	5	0~2歳児	6か月	平日 8:00~17:00	8:00~17:00	お預りから8時間	
公・保	日立市おおせ保育園	会瀬町2-18-18	35-5585	85	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30	8:30~16:30	
私・認 (幼保)	認定こども園 ひがしなるさわ幼稚園	東成沢町3-16-8	35-7539	32	1~5歳児	—	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30	

子ども・子育て支援情報公表システム「ここdeサーチ」で検索すると、各園の情報を閲覧することができます。



★ 多賀地区 ★

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	0歳児 受可	最大保育時間	標準時間		備考
								短時間		
私・保	つくしんぼ保育園	諏訪町3-12-19	37-4278	90	0~5歳児	8週	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00 8:30~16:30		
私・認 (幼稚)	すけ川幼稚園	諏訪町1-14-6	33-1736	20	2~5歳児	—	平日 7:30~18:30 土曜 7:30~18:30	7:30~18:30 8:00~16:00	満3歳から受入可	
公・保	日立市ゆなご保育園	鮎川町6-19-28	33-1093	80	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30 8:30~16:30		
公・保	日立市おおくぼ保育園	末広町1-1-5	33-0872	78	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30 8:30~16:30		
私・認 (幼保)	おおくぼ認定こども園 大久保幼稚園	大久保町4-10-7	33-2274	70	1~5歳児	—	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~19:00	7:30~18:30 7:30~18:30	短時間の利用は 左記の中で8時間	
私・認 (幼保)	日立市立はなやま認定 こども園	金沢町2-10-23	36-2673	72	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30 8:30~16:30		
私・認 (幼保)	多賀さくら認定こども 園	東金沢町4-2-1	59-3355	190	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~18:00 日祝 8:00~18:00	7:00~18:00 8:00~16:00		
私・保	まゆみの里保育園	大沼町2-21-1	85-6385	69	0~5歳児	8週	平日 7:15~19:15 土曜 7:15~18:15	7:15~18:15 8:15~16:15		

■ 南部地区 ■

区分	施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	0歳児 受可	最大保育時間	標準時間		備考
								短時間		
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 学びの森わかば園	森山町1085-1	33-8822	90	0~5歳児	8か月	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	7:30~18:30 7:30~15:30		
私・保	れんげ保育園	森山町3-9-7	54-2201	30	0~2歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~20:00 日祝 8:00~19:00	お預りから11時間 お預りから8時間		
私・保	森山聖徳保育園	森山町3-17-1	52-0774	130	0~5歳児	8週	平日 7:00~20:00 土曜 7:00~20:00 日祝 8:00~19:00	お預りから11時間 お預りから8時間		
私・認 (幼保)	認定こども園ほほえみ 水木わかば幼稚園	水木町1-20-12	52-5991	40	0~5歳児	満1歳	平日 7:30~19:00 土曜 7:30~18:30	7:30~18:30 7:30~15:30		
公・保	日立市みずぎ保育園	大みか町2-1-15	52-2608	66	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30 8:30~16:30		
私・認 (幼保)	茨城キリスト教大学附属 認定こども園みらい園	大みか町6-11-1	53-9411	60	0~5歳児	6か月	平日 7:15~18:45 土曜 7:15~18:45	7:15~18:15 お預りから8時間		
私・家	ゆりかご保育室	久慈町6-3-8	080-5048 -7418	5	0~2歳児	6か月	平日 8:00~17:30 土曜 応相談	8:00~17:30 8:30~16:30		
公・保	日立市くじ保育園	久慈町2-10-55	52-5046	63	0~5歳児	8週	平日 7:30~19:30 土曜 7:30~17:00	7:30~18:30 8:30~16:30		
私・保	南高野保育園	茂宮町1360-1	52-1327	70	0~5歳児	8週	平日 7:00~19:00 土曜 7:00~18:00	7:00~18:00 8:30~16:30		

■ 表の注釈

区分	公・認(幼保)	公立の幼保連携型認定こども園
	公・保	公立の保育園
	私・認(幼保)	私立の幼保連携型認定こども園
	私・認(幼稚)	私立の幼稚園型認定こども園
	私・保	私立の保育園
私・家	私立の家庭的保育事業所	
年齢区分	ご利用できるお子さんの年齢(1ページ参照)で年齢区分をご確認ください	
最大保育時間	延長保育を含めた最大の預かり時間 ※ 日祝は、記載がある施設のみ保育実施	
0歳児(受可) ※ 受入可能週・月齢	8週	入園希望日に生後8週を経過している乳児
	6か月	入園希望日に生後6か月を経過している乳児
	8か月	入園希望日に生後8か月を経過している乳児

## 第5章 広域入園

### 1 他市区町村の保育園等を希望する方

- (1) 申込受付場所: 日立市子ども施設課  
日立市に住所がある方が、「勤務先がある」や「里帰り出産」などの理由で日立市以外の保育園等を希望する場合は、日立市での申込みとなります。  
市区町村ごとに条件や必要書類が異なります。希望する保育園等のある市区町村の担当課に確認したうえで、日立市に申し込んでください。
- (2) 受入月・申込み締切日  
市区町村ごとに異なります。希望する保育園等のある市区町村の担当課にご確認ください。  
申請書類の郵送のため、**締切日の10日前まで**に、日立市へ申込みをお願いします。
- (3) 必要書類  
ア 「申込みに必要な書類」 ⇒ 4ページ参照  
イ 希望先の市区町村で必要となる書類

#### ◆日立市から転出予定の方

上記の手続きで、転出前にあらかじめ転出先の市区町村に入園の申込みができます。  
ただし、入園希望月の前月末までに、転出先の市区町村での住民登録及び申請書の書換え等が必要となるのが一般的ですので、あらかじめ転出予定先の市区町村に直接ご確認ください。  
※転出前に通っていた日立市内の保育園等に継続することも可能な場合があります。  
日立市子ども施設課にご相談ください。

### 2 日立市外に住所がある方

- (1) 申込受付場所  
日立市内の保育園等を希望する場合は、住所のある市区町村の担当課で申込みを行ってください。  
書式は、お住まいの市区町村のもので構いません。  
申請書は、住所のある市区町村の保育園等の担当課が日立市に送付します。
- (2) 受入月・申込み締切日  
申請書が下記の期限内に日立市子ども施設課に届いていることが条件となります。

令和6年4月16日以降入園	各月1日入園	入園希望前月15日まで
	各月16日入園	入園希望前月末日まで

※ 申込期限の日が、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始の場合はその直前の開庁日まで

#### ◆日立市内に転入予定の方

上記の手続きで、住所のある市区町村から入園の申込みができます。  
ただし、入園が決定した場合には、入園日の前日までに、下記のア及びイの手続きを済ませていただくことが条件となります。(手続きができていない場合は、入園決定が取消しとなります。必ず入園日の前日までに全ての手続きを済ませてください。)

- ア 日立市に住民登録
- イ 日立市の給付認定申請書への書換え(場所:子ども施設課)
- ウ 入園が決定した後に行う入園する園での手続き  
・お子さんの面接 ・お子さんの健康診断 ・母子手帳の確認

※ 転入前の市区町村で通っていた保育園等に継続することも可能な場合があります。  
あらかじめお住まいの市区町村に可能かどうか確認し、日立市にご相談ください。

## 第6章 申請後・入園後の手続きについて

### 1 申請内容・家庭状況等の変更があった場合

申請内容・家庭状況に変更があった場合は、**変更届及び添付書類**の提出が必要です。

変更があったにもかかわらず、変更の手続きを行わない場合は、入園取消又は退園となることがあります。

書類の様式は、子ども施設課又はお通りの保育園等で受け取ることができるほか、日立市のホームページからダウンロードすることもできます。

変更内容	添付書類
住所、連絡先	○変更届のみ
同居、別居、離婚、出生、死亡	○変更届のみ
婚姻(事実婚の場合を含む。)	○配偶者の「保育の必要性を証明する書類」 ※ 配偶者が他市からの転入の場合は、原則として直近の課税証明書を添付
離婚を前提に別居し、かつ離婚調停中または裁判中(住民票の住所が別になっていることが必要)	○事件係属証明書(夫婦関係調整(離婚)) ※ 裁判所で発行 ○弁護士との委託契約の締結が確認できる書類 ※ 弁護士が発行 【いずれか1つ】
妊娠・出産	○母子手帳のコピー (母の氏名及び出産(予定)日記載のページ)
就学・職業訓練	○申立書 ○学生証のコピー(就学) ○受講決定通知及びスケジュール表のコピー(職業訓練)
転職、起業、就労条件変更、就労先決定	○就労証明書 ○就労状況申告書○営業許可証等(自営業等の場合)
離職・休職 (離職後、保育を必要とする事由がある場合)	○保育の必要性を証明する書類 ※ 申立書(求職活動、看護・介護)、診断書等
育児休暇取得	○就労証明書 ○就労状況申告書○営業許可証等(自営業等の場合)
復職	○就労証明書 ○就労状況申告書○営業許可証等(自営業等の場合)
生活保護受給開始又は廃止	○生活保護受給証明書 ※ 日立市役所生活支援課で発行
市民税額の変更	○変更届のみ

### 2 延長保育について

延長保育を希望する方は、利用する園で手続きをする必要があります。(詳細は入園が決定した園にご確認ください。)

### 3 現況届の提出について

保育の必要な事由の確認のため、毎年1月に現況届を提出していただきます。

### 4 転園をしたい場合

新規の申請と同様の手続きが必要となりますので、子ども施設課まで入園相談にお越しください。

なお、利用調整を行ったうえで入園の決定をしますが、転園先への入園が決まるまでは、利用中の園を継続利用することができます。

### 5 転出する場合

転出前に利用している日立市内の保育園等の継続利用を希望する場合や、市外の保育園等への申込みを希望する場合は、子ども施設課へ事前にご相談ください。詳しくは13ページをご確認ください。

### 6 退園する場合

認定期間が満了となる場合や退園を希望する場合は、事前に退所届を提出してください。

## 第7章 注意事項

### 申請から入園までに申込み内容に変更があった場合について

保育園等の入園については、申請書類に基づく利用調整指数により、利用調整を行います。  
(5～6ページ参照)

申請時の家庭状況等に変更があった場合は、利用調整指数が変わる事があるため、事前に子ども施設課へご相談ください。

なお、相談なく変更があった場合には、入園(内定)後であっても、退園(内定取消)となることがあります。  
また、入園後も家庭状況の確認を行い、保育の必要性が認められない場合は、退園になります。

### 特に注意が必要な場合について

#### ①育児休業復帰の場合

育児休業の復帰を理由として申し込んだ場合は、1日入園では翌月1日までに、16日入園では翌月16日までに元の勤務先に復職することが必要です。復職しなかった場合は、退園となります。

※ 派遣会社に登録しており申請時に派遣先が未定の方は、育休復帰だけでなく、派遣先を決めて就労することが必要です。派遣先が決まらない場合は、退園となります。

入園日から1か月以内に、派遣先と交わした雇用契約書のコピー又は勤務条件が分かる証明書のコピーの提出が必要です。

#### ②就労内定の場合

就労内定を理由として申し込んだ場合は、1日入園では翌月1日までに、16日入園では翌月16日までに就労開始することが必要です。就労開始しなかった場合は、退園となります。

#### ③入園前に転職する場合(育児休業取得中だが復職を機に転職する場合を含む。) (4月1日入園の場合のみ)

申請から入園までの間に転職をする場合、転職後の勤務日数・時間による利用調整指数が転職前の利用調整指数と同点以上の場合のみ、転職前の就労証明書記載の勤務日数・時間による指数での調整とします。  
この条件に合わない場合は、退園(内定取消)となります。

なお、転職が決まった場合は転職先の就労証明書と変更届を速やかに提出してください。

#### ④求職活動の場合

保育園等に入園する場合は、入園日の翌々月15日(土・日曜、祝日、休日の場合はその前日)までに就労証明書を提出してください。また、認定終了日の翌日までに就労開始することが必要です。期限内に提出又は就労開始できない場合は、認定証の有効期間(入園日から起算して2か月を経過する日の翌日が属する月の末日まで)をもって退園となります。

### 職場復帰時に勤務時間が短くなる場合の利用調整指数について

育児短時間勤務を利用し、就労証明書に時短取得期間の終期が明記されている場合は、正規の勤務条件で利用調整を行います。育児短時間勤務ではなく、雇用契約が変わる場合は、利用調整指数が変わる事があるため、内定が取り消しになる場合があります。

### 就労証明書について

※ 保護者の方が代筆等により、作成又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

自営の場合は、自営主が証明し、就労状況(予定)申告書等を併せて提出してください。

記入漏れがあった場合や修正テープ又は修正ペンの使用があった場合は、無効となります。記入を誤ってしまった場合は、二重線で修正してください。

※ 放課後児童クラブの入会(申込み窓口:日立市教育プラザ内放課後児童センター「はぐ」)の申込みで就労証明書を用意する方は、コピーでの提出が可能です。コピーを用意せず原本を提出した場合は、改めて就労証明書を用意する必要があります。

### 申請書に添付する証明書等の有効期限について

保育の必要性を証明する書類や課税又は収入情報を証明する書類の有効期限は、証明日から3か月です。  
(4月1日入園申請の場合は、10月1日以降の証明日の書類が必要。)

有効期限を過ぎた場合には、改めて証明が必要となります。



## 第8章 よくある質問

### 入園申込みについて

#### Q1 正社員ではなく、パートやアルバイト勤務でも保育園の申込みはできますか？

できます。ただし、就労の認定を受けて申込みをする場合には、常態的(月64時間以上)に就労している(予定含む)必要があります。

#### Q2 2か月以内に出産予定です。上の子の保育園の申込みはできますか？

出産を理由に保育園等の申込みをすることができます。なお、出産(予定)日を基準に、出産前8週の属する月の1日から出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日までが保育園等を利用できる期間です。

※ 多胎児の場合は、出産前14週の属する月の1日から出産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで

#### Q3 早く申し込んだ方が入園に有利ですか？

利用の決定は先着順ではありません。家庭状況により利用調整基準に基づき点数化し、優先順位の高い方から入園先をあっせんします。(週の初めや締切日間は窓口が混雑します。また、世帯によっては他市区町村や勤務先から書類を取り寄せていただく場合がありますので、申込み前の書類の準備は、余裕を持って行うことをおすすめします。)

#### Q4 申込みをすれば、必ず入園できますか？

希望の施設の申込数が受入れ可能な人数を超えている場合には、入園できないことがあります。

#### Q5 申込みをしたのですが入園できませんでした。再度申請が必要ですか？

提出いただいた申請書は、年度内は有効のため、次回以降も利用調整の対象となります。年度内に入園が決定しなかった場合に次年度も利用を希望する方は、改めて申込みが必要です。

### 施設への入園後について

#### Q1 仕事を辞めてしまいました。保育園はいつまで利用できますか？

保育園等を継続して利用する場合は、保育事由が必要です。すぐに求職活動を開始する場合は、手続きを行うことで3か月を上限(市が決定します)に継続して利用することができます。

※ 求職活動中の保育必要量は、短時間のみの認定となります。

#### Q2 第2子以降を出産することとなった場合、継続利用できますか？

以下の場合に継続利用が認められます。ただし、育児休業中は、保育短時間認定に切り替わります。

##### ○産前産後休業及び育児休業を取得する場合

手続きをすることで、出産日から起算して産後8週を経過する日の翌日が属する月の末日まで継続利用ができます。

その後、育児休業を取得する場合、0～2歳児は、育児休業が終了する月又は新しく生まれた子の1歳の誕生日の前日の属する月のいずれか早い月まで(※)、3歳児以上は、育児休業が終了する月まで、手続きをすることで継続利用ができます。

※ 生まれた子の保育園等の申込みが待機・保留となり、育児休業を延長した場合は、育児休業取得の期間内で、生まれた子が1歳になる年度末まで

##### ○出産予定日を基準として、出産前8週、出産後8週の間退職する場合※多胎児は出産前14週

出産後8週間を経過する日の翌日が属する月の末日までの間は継続利用ができます。その後、保育事由がない場合は、保育園等は退園となります。

#### Q3 離婚して母(父)子家庭となった場合、保育料は安くなりますか？

母(父)子家庭となり、同居者がいない場合は、母(父)のみの市民税額で保育料を算定します。その結果、保育料が安くなる場合があります。(※ 離婚成立かつ住民票上父(母)と別居となった日の翌月から)

ただし、同居者がおり、母(父)の収入が生活保護基準額を下回る場合は、同居親族のうち最も市民税額が高い方を「生計の中心者」として算定しますので、保育料が高くなる場合もあります。

なお、「離婚前提の別居」の場合は、離婚調停中等を除き、不在者を含めて算定します。

#### Q4 市内での引越し(転居)をしましたが、転園をすることは可能ですか？

新規の申請と同様の手続きが必要となりますので、子ども施設課まで入園相談にお越しください。

なお、利用調整を行ったうえで入園の決定をしますが、転園先への入園が決まるまでは、利用中の園を継続利用することができます。

## 第9章 その他の保育サービス

### 1 一時預かり

保護者が急用等で保育に困ったときや、子育てのリフレッシュを図りたいときなどに、一時的にお子さんをお預かりします。いずれの施設も健康な乳幼児が対象です。長時間の保育をご希望の場合でも、お子さんの状態により、お預かり時間が短くなる場合があります。

- ◆利用対象 市内にお住まいで、保育園等に入園していないお子さん
- ◆利用日数 1週間に3日以内(複数施設を利用の場合も、合わせて3日まで)
- ◆お申込み 事前に各施設で登録を行ってください。
- ◆利用予約 利用の際には、事前の予約が必要です。
- ◆利用方法 各施設へ直接お問い合わせください。

#### ◆ 北部地区 ◆

施設名	所在地/電話番号	対象	平日	土曜	日曜	年末	料金 (給食代、おやつ代は別途)
			時間				
いしまち認定こども園	十王町伊師 3447-1 電話 39-5250	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	2,000円/日 500円/時 時間外 500円/30分
			9:00~16:00				
豊浦さくら保育園	折笠町447-1 電話 33-6111	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	2,000円/日 500円/時 時間外 500円/30分
			9:00~16:00				
小木津聖徳保育園	小木津町2-2-11 電話 42-4328	生後6か月 から就学前	○	○	×	×	3歳未満児 300円/時 3歳以上児 250円/時 時間外 500円/時
			平日 8:00~16:00 土曜 8:00~13:00				
こどものいえ認定こども園	日高町1-14-11 電話 43-6494 IP 050-8012-2345	生後6か月 から就学前	○	★	★	×	300円/時
			9:00~16:00 ★土日祝は緊急時のみ				
田尻徳風保育園	田尻町7-13-1 電話 42-8218	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	年齢により 250円~500円/時
			9:00~17:00				

#### ● 本庁地区 ●

施設名	所在地/電話番号	対象	平日	土曜	日曜	年末	料金 (給食代、おやつ代は別途)
			時間				
滑川聖徳保育園	滑川本町1-15-6 電話 22-7133	生後6か月 から就学前	○	○	×	×	3歳未満児 300円/時 3歳以上児 250円/時 時間外 500円/時
			平日 8:00~16:00 土曜 8:00~13:00				
日立市おおもり保育園	東町1-4-3 電話 22-5584 IP 050-8012-4013	満1歳から 就学前	○	×	×	×	200円/時 生活保護世帯は無料
			9:30~16:30				
茨城キリスト教大学附属 認定こども園せいじ園	助川町1-16-1 電話 24-5111	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	0~1歳児 500円/時 2~5歳児 300円/時
			9:00~16:00				

#### ★ 多賀地区 ★

施設名	所在地/電話番号	対象	平日	土曜	日曜	年末	料金 (給食代、おやつ代は別途)
			時間				
つくしんぼ保育園	諏訪町3-12-19 電話 37-4278	満1歳から 就学前	○	×	×	×	250円/時 時間外 250円/30分
			9:00~16:00				
日立市ゆなご保育園	鮎川町6-19-28 電話 33-1093 IP 050-8012-4018	満1歳から 就学前	○	×	×	×	200円/時 生活保護世帯は無料
			9:30~16:30				
日立市おおくぼ保育園	末広町1-1-5 電話 33-0872 IP 050-8012-4016	満1歳から 就学前	○	×	×	×	200円/時 生活保護世帯は無料
			9:30~16:30				
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1 電話 59-3355	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	2,000円/日 500円/時 時間外 500円/30分
			9:00~16:00				

## ■ 南部地区 ■

施設名	所在地/電話番号	対象	平日	土曜	日曜	年末	料金 (給食代、おやつ代は別途)
			時間				
れんげ保育園	森山町3-9-7 電話 54-2201	生後6か月 から2歳	○	○	×	×	300円/時 時間外 500円/時
			平日 8:00~16:00 土曜 8:00~13:00				
森山聖徳保育園	森山町3-17-1 電話 52-0774	生後6か月 から就学前	○	○	×	×	3歳未満児 300円/時 3歳以上児 250円/時 時間外 500円/時
			平日 8:00~16:00 土曜 8:00~13:00				
日立市みずき保育園	大みか町2-1-15 電話 52-2608 IP 050-8012-4017	満1歳から 就学前	○	×	×	×	200円/時 生活保護世帯は無料
			9:30~16:30				
茨城キリスト教大学附属 認定こども園みらい園	大みか町6-11-1 電話 53-9411	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	0~1歳児 500円/時 2~5歳児 300円/時
			9:00~16:00				
南高野保育園	茂宮町1360-1 電話 52-1327	生後6か月 から就学前	○	×	×	×	400円/時
			9:00~16:00				

## ▼ その他の施設 ▼

施設名	所在地/電話番号	対象	平日	土曜	日曜	年末	料金 (給食代、おやつ代は別途)
			時間				
子どもすすくセンター	神峰町1-10-1 電話 27-6633	1ヶ月健診 終了後から 就学前	○	○	○	×	平日 350円/時 18:00以降 200円/30分 土日祝 400円/時 18:00以降 225円/30分
			8:30~18:30				
		※ 利用日の1か月前から1週間前までにお申込みください。 ※ 施設点検のための臨時休館があります。					

## 2 病後児保育

病気の回復期にあって、集団生活が難しい時期のお子さんをお預かりしています。

◆利用対象 下記の1~3のすべてに当てはまるお子さん

- 1 市内にお住まいのお子さん
- 2 市内の認定こども園、保育園、幼稚園、認可外保育施設などに通園しているお子さん
- 3 前日までに医師の診断を受け、病気回復期と認められたお子さん

※ 病気にかかっているお子さんは対象外です。

◆お申込み 事前に各施設で登録を行ってください。

◆利用予約 利用の際には、事前の予約が必要です。

◆利用方法 各施設へ直接お問い合わせください。

施設名	所在地/電話番号	定員	平日	土曜	日曜	年末	料金
			時間				
いしまち認定こども園	十王町伊師3447-1 電話 39-5250	2	○	×	×	×	2,000円/日 給食 300円/日
			8:00~18:00				
豊浦さくら保育園	折笠町447-1 電話 33-6111	2	○	×	×	×	2,000円/日 給食 300円/日
			8:00~18:00				
田尻徳風保育園	田尻町7-13-1 電話 42-8218	2	○	×	×	×	2,000円/日 給食 300円/日
			8:00~18:00				
多賀さくら認定こども園	東金沢町4-2-1 電話 59-3355	2	○	×	×	×	2,000円/日 給食 300円/日
			8:00~18:00				

## 第10章 認可外保育施設

### 1 認可外の保育施設について

#### (1) 認可外の保育施設

- ・園庭の広さなど、さまざまな設置基準の関係で、県の認可を受けていない保育施設のことです。
- ・日立市に届出し、保育士の人数・保育面積・設備等で一定の基準を満たしています。

#### (2) 入園について

- ・市の保育認定は必要ありません。
- ・保育施設へ直接お問い合わせください。(定員等により入園できない場合があります。)

#### (3) 保育料について

- ・保育料の設定は、各保育施設が行います。
- ・保育施設へ直接お問い合わせください。

#### (4) 保育料の無償化について

- ・日立市から事前に「保育の必要性の認定」を受けることで、保育料が無償化されます。
- ・3歳児から5歳児までの子どもは、月額37,000円まで、0歳児から2歳児の非課税世帯の子どもは、月額42,000円までの利用料が無償化されます。

### 2 認可外保育施設一覧表

※ 令和6年4月1日現在で記載しています。内容が変更される可能性があります。

#### ● 本庁地区 ●

施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	保育時間	0歳児	給食	備考
						受可		
すずらん保育園	東滑川町1-34-7	21-6704	30	0~5歳児	平日 7:30~18:15	2か月	完全	
ワールドキッズ学園	城南町1-10-3	21-2120	240	2~5歳児	平日 7:30~19:30 土曜 8:00~17:00 (月3回)	-	完全	

#### ★ 多賀地区 ★

施設名	所在地	電話番号 (0294)	定員	年齢区分	保育時間	0歳児	給食	備考
						受可		
ひたち聖愛保育園	大久保町2239	37-1233	20	0~5歳児	平日 7:30~19:00 土曜 8:00~13:00 (不定期)	10か月	平日完全 土曜なし	

